

後

期高齢者医療保険料徴収の一部凍結

来年度から、老人保健にかわって後期高齢者（75歳以上、または65歳以上で一定の障害がある方）医療制度が始まります。この保険料は個人単位で算定されるようになっていますが、この保険料の徴収について、一部の方は、次のように凍結されます。

○凍結の対象者

●被用者保険（社会保険・船員保険・共済保険等）の加入者に扶養されている方

（被用者保険の被扶養者）

○凍結の内容

●平成20年4月～9月までは徴収しない

●平成20年10月～平成21年3月までは均等割を20分の1徴収する。
※本来2分の1を徴収（5割軽減）するようになっていましたが、さらにその金額の10分の1を徴収（9割軽減）するため

注意事項

①国民健康保険（市町村・建設・医師・歯科医師）の加入者、被用者保険の本人は、凍結の対象外です。

②被用者保険の被扶養者は、後期高齢者医療保険の加入時から2年間は、所得割は徴収せず、均等割を5割徴収（5割軽減）、または3割徴収（7割軽減）するようになっていました。

③被用者保険の被扶養者で来年4月の制度発足から後期高齢の方は、平成21年度は均等割の5割徴収、または3割徴収となります。

（下の表をご参照ください）



期 間	平成20年4月～9月		平成20年10月 ～平成21年3月		平成21年4月 ～平成22年3月	
	均 等 割	所 得 割	均 等 割	所 得 割	均 等 割	所 得 割
被用者保険（社会保険・船員保険・共済保険等）の被扶養者	×	×	20分の1 徴収	×	5割 徴収 （7割軽減の ときは 3割徴収）	×
国民健康保険加入者 ・被用者保険本人	○ （2・5・7割 軽減有）	○	○ （2・5・7割 軽減有）	○	○ （2・5・7割 軽減有）	○

○…徴収する ×…徴収しない

被用者保険の被扶養者については、保険料を負担してこなかったため2年間の緩和措置があります。どの医療保険に加入していたかの判定は、次のようになります。

平成20年4月1日から後期高齢者医療保険に移行する方は、
「平成20年3月31日に加入している医療保険」

平成20年4月2日以降後期高齢者医療保険に移行する方は、
「75歳の誕生日の前日に加入している医療保険」
「65歳以上75歳未満で障害により佐賀県後期高齢者医療広域連合から被保険者と認定された日の前日に加入している医療保険」

となりますので、現在老人保健に該当されている方で、ご自分の医療保険が変更になっている方、今後変更になられる方、また、多久市の老人保健にどのように登録されているか確認される方は、お問い合わせください。

■問い合わせ
市民生活課

国保年金係

☎ 75-6116